

目 次

津市規則

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

放置自転車の撤去及び保管

津市公告

市有財産売却に係る条件付き一般競争入札の執行

津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係るプロポーザルの実施

令和5年8月分津市農用地利用集積計画の決定

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月1日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第34号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第125号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「搬入券」を「搬入券兼領収書」に改め、同条第2号中「施設使用申請兼領収書」を「搬入券兼領収書」に改める。

第2号様式その1から第3号様式までを次のように改める。

第2号様式その1（第6条関係）

搬入券兼領収書（正）

搬入日	
車両番号	
最大積載量	kg
総重量	kg
空車重量	kg
正味重量	kg
使用料	円(税率 %) 内消費税額 円
搬入者名	

登録番号：
津市西部クリーンセンター

搬入券兼領収書（副）

搬入日	
車両番号	
最大積載量	kg
総重量	kg
空車重量	kg
正味重量	kg
使用料	円(税率 %) 内消費税額 円
搬入者名	

登録番号：
津市西部クリーンセンター

第2号様式その2（第6条関係）

搬入券兼領収書（正）

搬入日		時刻	
計量回数		車両番号	
品名			
搬入者名			
地域名			
搬入回数			
総重量	kg	領収日付印	
空車重量	kg		
正味重量	kg		
単価 (10 kg当たり)	円		
使用料 (消費税額)	円(税率 %) (円)		

登録番号：

津市クリーンセンターおおたか

搬入券兼領収書（副）

搬入日		時刻	
計量回数		車両番号	
品名			
搬入者名			
地域名			
搬入回数			
総重量	kg	領収日付印	
空車重量	kg		
正味重量	kg		
単価 (10 kg当たり)	円		
使用料 (消費税額)	円(税率 %) (円)		

登録番号：

津市クリーンセンターおおたか

第3号様式（第6条関係）

搬入券兼領収書（正）

日 時			
車 番		回 数	
ごみ種 区 分			
地 区			
ごみ種			
搬 入 者 名			
総重量			kg
空 車 重 量			kg
正 味 重 量			kg
最 大 積 載 量			kg
使用料	円(税率 %) 内消費税額 円		

登録番号：

津市リサイクルセンター

搬入券兼領収書（副）

日 時			
車 番		回 数	
ごみ種 区 分			
地 区			
ごみ種			
搬 入 者 名			
総重量			kg
空 車 重 量			kg
正 味 重 量			kg
最 大 積 載 量			kg
使用料	円(税率 %) 内消費税額 円		

登録番号：

津市リサイクルセンター

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

津市告示第239号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和5年8月4日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和5年8月28日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市公告第135号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和5年9月5日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和5年度第3回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件 番号	概要					特記 事項
1	区分	所在	地番	地目	地積	別紙① 物件調 書のと おり
	土地	津市安濃町 安濃字下大 谷	2 6 4 0 番	山林	1, 4 7 4 m ²	
			2 6 4 3 番 1	山林	2 5 3 m ²	
			2 6 5 8 番	山林	2 4 4 m ²	
			2 6 5 8 番 1	山林	3 3 3 m ²	
			2 6 5 9 番	雑種地	3 1 0 m ²	
			2 6 6 0 番	雑種地	5 6 8 m ²	
			2 6 6 1 番 1	山林	6 8 7 m ²	
			2 6 6 1 番 3	山林	1, 3 2 5 m ²	
			2 6 6 2 番	雑種地	2 0 1 m ²	
			2 6 6 3 番	雑種地	1 9 5 m ²	
			2 6 6 4 番	山林	1, 7 9 1 m ²	
			2 6 6 4 番 1	山林	4 5 6 m ²	
			2 6 6 5 番	雑種地	3 4 7 m ²	
			2 6 6 6 番	雑種地	5 0 9 m ²	
			2 6 6 6 番 1	雑種地	5 2 m ²	
	2 6 6 7 番	山林	8 1 6 m ²			
2 6 6 7 番 1	山林	3 6 6 m ²				
区分	所在	種類	構造	床面積		
建物 (未登記)	津市安濃町 安濃字下大 谷 2640 番 地	工場	鉄骨造	1 4 6. 2 5 m ²		

(3) 各物件に関する特記事項

ア 本物件は、現状有姿で引き渡します。

イ 本市は、本物件における地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査（物件番号1の建物の耐震調査を含みます。）は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壌汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は

契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 本物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、本物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ 本物件は、その来歴において安濃村（町）清掃事業所の敷地として使用されており、当時の分類における可燃物の焼却処理及び当該敷地内に灰等の焼却残渣の埋め立て処理を行っていたこと、及び建物内にはプラント設備が残置していることのほか、別紙①「物件調書」に記載の特記事項があり、本市は、これらの契約不適合責任を負いません。

(4) 物件の現地見学会

下記のとおり物件に関する現地見学会を開催しますので、入札参加希望者は、申込期限までに、入札に参加しようとする物件の所管課にお申し込みの上、現地見学会において当該物件の現状を確認してください。

確認後において、入札に参加しようとする場合は、所定の様式による「現地確認書」を、入札参加申込時に本市に提出してください。なお、入札に参加する場合は、現地確認及び現地確認書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

日時：令和5年9月20日（水）午前10時から午後4時まで

令和5年9月21日（木）午前10時から午後4時まで

- ※ 原則として上記いずれかの日程内で下記所管課へお申し込みください。申込者が多数となる場合は別途日程を設ける場合があります。
- ※ 所要時間は、各物件30分程度を予定しています。
- ※ 申込者ごとに異なる時間帯で実施を予定しています。
- ※ 申込期限：令和5年9月15日（金）午後5時まで

物件	所管課	電話
物件番号1	安濃総合支所地域振興課	059-268-5511

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税、固定

資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明示29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 日本語が理解できない者
- (11) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (12) 入札しようとする物件に関し本市が開催した現地見学会に参加しない者、若しくは参加をしたものの、当該物件の現地確認書を提出しなかった者
- (13) 消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定される消費者に該当する者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込手続

ア 申込方法 下記(2)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出してください。本市の確認後、入札参加資格審査結果を通知します。

イ 申込期間 令和5年9月20日（水）午後1時から同月25日（月）
午後2時まで

(2) 必要書類

ア 津市公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「入札参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

カ 現地確認書

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※ ア、オ、カの書類は、津市ホームページからダウンロードし、若しくは入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。

※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ります。

※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(3) 入札保証金の納付

入札参加者は、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和5年10月5日（木）午後2時までに納付してください。なお、指定口座については(1)で示した入札参加資格審査結果通知に記載します。

※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ん。なお、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し確認を受けた時は、この限りではありません。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所在	予定価格 (最低入札価格)		入札保証金の額	
1	津市安濃町 安濃字下大 谷 2640 番 他 16 筆	10,437,398 円		1,043,740 円	
		内 訳	土地		9,413,313 円
			建物（税込）		1,024,085 円

※ 予定価格には建物に課税される消費税及び地方消費税が含まれます。

5 入札について

(1) 入札日時：令和5年10月11日（水）午前10時00分

※ 定刻になっても出席の無い場合は棄権とみなします。また、開札は入札後、直ちに行います。

(2) 入札場所 津市役所本庁舎6階 第61会議室

(3) 入札方法及び決定方法

ア 本市指定の入札書により、必要事項を記入し、記名・押印（印鑑（登録）証明書届出印）の上、封入し、入札箱に投函してください。

なお、あらかじめ記名・押印（印鑑（登録）証明書届出印）及び封入をして入札場所に持参しても差し支えありません。

イ 入札書に記載する金額（入札金額）は、4の予定価格（最低入札価格）以上の入札金額で表示してください。

ウ 有効な入札による入札金額であって、本市が定める予定価格（最低入札価格）以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

エ 最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。ただし、当該入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格とします。

オ その他入札に関する事項は、別添の「公有財産売却に係る一般競争入

札参加者心得」で定めるとおりとします。

6 契約について

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和5年10月25日（水）までに契約を締結することになります。

契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和5年10月25日（水）午後5時15分までに本市に提出してください。

(ア) 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付した上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

(イ) 契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書

(ロ) 所有権移転登記嘱託請求書

(ハ) 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。
なお、登録免許税額は92,400円です。

7 契約保証金

(1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和5年10月25日（水）午後5時15分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

(2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

(3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和5年10月25日（水））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

8 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、契約書案（別紙②）で確認してください。

- (1) 本市は、物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。
- (3) 物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 物件の所有権移転後、物件において、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知しておらず、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。
- (5) 物件は、「10 所有権の移転及び引渡し」に特段の定めがある場合を除き、売買代金の全額納付をもって所有権を移転するものとし、当該所有権移転登記の費用は、落札者の負担とします。

9 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、本市の発行する納付書により下記支払期限までに納付しなければなりません。

支払期限：令和5年11月8日（水）

10 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとし、なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

11 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、すべて落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

12 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案のすべての内容について十分に理解し、了承している場合限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほ

か、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。
- (2) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (3) 入札参加申込みに係る取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (4) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (5) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444

津市公告第136号

津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係る業務について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和5年9月6日

津市長 前 葉 泰 幸

津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係る業務
公募型プロポーザルについて

1 業務概要

(1) 業務名

津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係る業務

(2) 履行期間

業務の内容	期日
津市学校給食用献立作成支援システム構築業務	契約締結日より令和6年8月31日まで
津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	令和6年9月1日から 令和11年8月31日まで（長期継続契約）
津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	令和6年9月1日から 令和11年8月31日まで（長期継続契約）

(3) 提案上限額

年度	業務名	金額
令和6年度	津市学校給食用献立作成支援システム構築業務	756,000円
	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	598,000円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	266,000円
	合計	1,620,000円
令和7年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	1,024,909円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	456,000円
	合計	1,480,909円
令和8年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	1,024,909円
	津市学校給食用献立作成支援シス	456,000円

	テム保守・サポート業務	
	合計	1,480,909円
令和9年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	1,024,909円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	456,000円
	合計	1,480,909円
令和10年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	1,024,909円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	456,000円
	合計	1,480,909円
令和11年度	津市学校給食用献立作成支援システム機器等賃貸借	427,273円
	津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務	190,000円
	合計	617,273円
総 額		8,160,909円

(4) 実施形式

公募型企画提案（プロポーザル）方式

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）とする。

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を

除く。

- (9) 公告日から過去5年の間に国又は地方公共団体（人口10万人以上）への学校給食用献立作成支援システムの導入実績を有すること。

3 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和5年9月6日（水）
実施要領等の配布	令和5年9月6日（水）から
質問書の受付	令和5年9月6日（水）から 9月14日（木）午後3時まで
質問書の回答期限	令和5年9月20日（水）市ホームページへ掲載
参加申込書提出期限	令和5年9月26日（火）午後3時まで
企画提案書提出期限	令和5年10月3日（火）午後3時まで
第1次審査（書面審査）	令和5年10月13日（金）
第1次審査結果通知	令和5年10月16日（月）
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和5年10月25日（水）
審査結果通知	令和5年10月26日（木）以降

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市学校給食用献立作成支援システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を提出し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市学校給食用献立作成支援システム

更新及び運用等に係る業務プロポーザル実施要領」による。

津市公告第137号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和
55年法律第65号）第18条第1項に基づき、津市農用地利用集積計画を定
めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年9月8日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業公告第25号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月4日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月4日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和5年度下工維補第2号 大門地内下水道管更生工事			
工事場所	津市 大門 地内			
工事概要	管渠内面被覆工(既設管径230~600mm) 463m 組立マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和6年2月26日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法に限る。専門技術者の項において同じ)による本管1スパン以上の下水道管更生工事等		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
専門技術者		下水道管更生工法の施工技術の認定証等を有する者(専任の監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日~令和4年9月30日) 下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている自立管工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員であること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで		
	販売店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年9月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和5年9月20日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月25日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時及び場所	令和5年9月28日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	75,822,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月4日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和5年度水工第18号 公共下水道事業に伴う観音寺町及び広明町地内配水管移設工事			
工事場所	津市 観音寺町及び広明町 地内			
工事概要	配水管布設工 DIPφ100mm 135.5m 配水管布設工 PPφ50mm 171.4m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 12箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和6年2月5日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和5年9月13日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和5年9月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和5年9月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開札日時 及び場所	令和5年9月28日 午前9時10分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	22,370,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)をいう。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公告日	令和5年9月4日	業務担当課	営繕課
業務名	令和5年度営水施第1-38号 三雲浄水場配水池点検口建屋改修工事に係る設計業務委託		
業務場所	松阪市菟目町	地内	
業務概要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、躯体改修) ※上記に係る設計業務委託 一式		
期間	契約締結の日から 令和6年2月20日 まで		
発注業種	建築関係コンサルタント		
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（津市発注業務における専任配置）
その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで	
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで	
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811	
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年9月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	令和5年9月20日 ホームページにて回答	
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	令和5年9月25日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛	
開札日時及び場所	令和5年9月28日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室		
予定価格	1,067,000 円（税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前金払	無		
部分払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月4日	業 務 担 当 課	安芸事業所	
業 務 名	令和5年度水安水施第1-4号 白山青山高原配水池ほか2配水池耐震二次診断業務委託			
業 務 場 所	津市 白山町伊勢見ほか2町 地内			
業 務 概 要	耐震二次診断業務 一式			
期 間	契約締結の日から 令和6年3月25日 まで			
発 注 業 種	土木関係コンサルタント			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登 録 要 件	業 種	土木関係コンサルタント	
			部門	
			上水道及び工業用水道	
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所 在 地 要 件	市内本店又は市内支店等		
	当 該 部 門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市 内 本 店 又 は 市 内 支 店 等	営業収入金額を有すること	
	同 種 業 務 実 績 要 件	過去10年間（平成25年度以降）に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 上水道施設（配水池又は浄水場等）における耐震診断業務又は耐震補強設計業務		
技 術 者 要 件	管 理 技 術 者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（津市発注業務における専任配置）		
	照 査 技 術 者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
そ の 他 要 件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで		
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和5年9月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和5年9月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和5年9月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年9月28日 午前9時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	8,510,000 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 <p>※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p>			

【総合評価落札方式】事後審査型条件付一般競争入札

公告日	令和5年9月4日	工事担当課	下水道工務課	
工事名	令和5年度下工公補第14号 天神第2雨水幹線築造工事			
工事場所	津市 高茶屋小森上野町	地内		
工事概要	プレキャストカルバート工(2300×1500) 1m プレキャストカルバート工(1800×1500) 34m 水路築造工 183m 組立マンホール工 2箇所			
工期	契約締結の日から 令和6年2月29日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
	その他要件			
総合評価落札方式に関する事項	総合評価方式の種類	工事成績重視型(津市建設工事総合評価落札方式試行要領第3条第2号)		
	評価項目、評価の内容、配点	別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり		
	総合評価点の算出	<p>加算方式： 総合評価点＝価格点(80点満点)＋価格以外の評価点(20点満点) 価格点の算出方法は以下のとおりとする。</p> <p>ア. 入札価格>低入札価格調査基準価格の場合 $価格点 = 80点 \times 失格基準価格 \div \{失格基準価格 + (低入札価格調査基準価格 - 失格基準価格) / 10 + (入札価格 - 低入札価格調査基準価格)\}$</p> <p>イ. 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合 $価格点 = 80点 \times 失格基準価格 \div \{失格基準価格 + (入札価格 - 失格基準価格) / 10\}$</p>		
	評価方法及び落札者決定方法	入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとする。		
	【提出資料】 評価項目算定資料	評価項目算定資料届出書	【第1号様式】	
		施工実績評価資料 (同種・同規模工事のコリンズ登録等の写し(会社としての施工実績))	【第5号様式 及び 添付資料】	
		社会貢献に関する資料 (障がい者雇用状況報告書等の写し、労働安全衛生マネジメント認証等の写し)	【添付資料】	
		市内本店業者施工率評価資料	【別紙様式】	
		手持ち工事量評価資料 (手持ち工事に係るコリンズ登録等の写し、経営規模等評価結果通知書の写し)	【別紙様式 及び 添付資料】	
		配置予定技術者評価資料 (同種・同規模工事のコリンズ登録等の写し(配置予定技術者の施工実績)、配置予定技術者の資格証の写し、雇用関係及び生年月日が確認できる書類)	【第6号様式 及び 添付資料】	
配置予定技術者評価資料 (加盟団体が発行した学習履歴証明書等の写し)		【添付資料】		
建設キャリアアップシステム評価資料 (事業者IDの写し等)		【別紙様式 及び 添付資料】		
価格以外の評価点の公表(審査結果)	令和5年9月28日 津市HP「入札・契約」にて公表			
審査結果照会	令和5年10月2日 までに自らの審査結果について書面により照会することができる。 照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。			

評価項目 算定資料 の提出方法	提出方法	持参に限る
	提出期限	令和5年9月25日 午後5時 ※期限を過ぎての提出は受け付けません。
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年9月25日 まで
	販売店	(有)オグラ 津市大字垂水2870-20 TEL059-228-9811
設計図書 等 に関する 質問	提出期限	令和5年9月13日 午後5時 まで （指定の質問書を使用すること）
	回答日	令和5年9月20日 ホームページにて回答
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階） F A X 059-237-5819
入札方法等	提出方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）
	提出期限	令和5年9月25日 必着
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛
開札日時 及び場所	令和5年10月3日 午前9時00分 津市上下水道庁舎 2階 入札室	
予定価格	91,987,000 円（税抜き）	
低入札価格 調査基準価格	有	<p>本件は「津市低入札価格調査試行要領」の対象工事とする。</p> <p>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、落札候補者の決定を保留し、「津市低入札価格調査試行要領」に規定する低入札価格調査を実施する。</p> <p>低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。</p> <p>なお、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。 ・契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。 ・前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。
重点調査 基準価格	有	<p>低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における基準価格として、重点調査基準価格を設定する。</p> <p>重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>
失格基準価格	有	<p>失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。</p> <p>失格基準価格は、「津市低入札価格調査試行要領」別表第1の算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前金払	有	
部分払	無	
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項、津市建設工事総合評価落札方式試行要領、津市低入札価格調査試行要領のとおりとする。</p> <p>・配置予定技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があります。</p> <p>・低入札価格調査を経て契約する場合、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件となります。</p> <p>・労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</p>	

津市選挙管理委員会告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和5年津市選挙管理委員会告示第92号は廃止する。

令和5年9月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部 憲夫

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,483人 |
| 2 | 6分の1の数 | 37,352人 |
| 3 | 3分の1の数 | 74,704人 |